

入院時食事療養標準負担額の変更について

この度、厚生労働省より、入院時食事療養標準負担額に関する改定の通知がございました。これに伴い、当院においても令和7年4月1日より食事負担額が変更となりますのでお知らせいたします。

尚、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点からの改定となっておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

区分		標準負担額 (食費:1食あたり) 令和7年3月31日まで		標準負担額 (食費:1食あたり) 令和7年4月1日より	
一般	一般 (区分ア・イ・ウ・エ、現役並所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	490円	→	510円	
	指定難病者 (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	280円	→	280円	
低所得者Ⅱ	区分オ、低所得者Ⅱ		→	240円	
	低所得者Ⅱ	入院日数90日以下	230円	→	240円
		入院日数90日超	180円	→	190円
	低所得者Ⅱ (指定難病患者)	入院日数90日以下	230円	→	240円
		入院日数90日超	180円	→	180円
	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ	110円	→	110円

※ご不明な点がございましたら1階入院窓口までお声がけください。